

「令和6年度 市民トーク」開催結果（坂部地区）

以下のとおり結果を報告します。

1 日時等

- (1) 日 時 7月24日（水） 午後7時00分～午後8時30分
- (2) 会 場 坂部区民センター
- (3) 内 容 市長からの市政報告・地区からの質問
- (4) 参加人数 30人

2 市長からの市政報告

当日の配布資料を添付

3 地区からの質問

別紙のとおり ※事前質問は回答書を配布・当日の会場での質問あり

4 当日の様子



令和6年度 市民トーク（坂部地区）質問・要望一覧

日時：令和6年7月24日（水）

19時～20時30分

場所：坂部区民センター

番号	事 項 名	担当部課
1	空港隣接地域賑わい空間創生事業について	地域振興課
2	耕作放棄地について	農林水産課
3	道の駅「そらっと牧之原」の利活用について	お茶振興課・建設課

令和 6 年度 市民トーク 坂部地区（7/24 開催） 質問事項・説明を希望する市政内容

件 名	①空港隣接地域賑わい空間創生事業について
内 容	静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業は、令和 6 年度までの期間となっております。 坂部空港対策協議会で長きに渡って検討、計画された整備事業が滞ることなく予定通り完了に向かって進んでおりますが、整備事業が終了しても空港に隣接する坂部地域においては、管理、保全事業も含め、引き続き事業継続をしていただきたく要望いたします。
回 答	静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業は、前身の補助制度が始まった平成 7 年度から 30 年間に渡り、空港周辺のインフラ整備を支える財源として活用してまいりました。 その間、本市に配分された 27 億円の補助金を使って、道路整備事業 26 路線、河川整備事業 11 河川等の総額約 82 億円の事業を実施し、現在は、環境整備の集大成と位置付ける「道の駅そらっと牧之原」の建設に着手しており、静岡空港を核としたまちづくりの中心となる坂部地区の地域振興を図っております。 そのような中、補助終了後の新たな補助制度創設の要望を検討しており、補助を受けている島田市、吉田町の 2 市 1 町の行政及び空対協の連名により、県へ要望する準備を進めております。 ご意見のような管理、保全事業につきましては、今後も県とともに適正な維持管理を図ってまいります。新たな補助制度は、静岡空港の利用促進や、空港の賑わいを市内に波及させる事業になるよう、坂部地区や空対協の意向を踏まえ協議してまいります。 【担当課：地域振興課】

令和6年度 市民トーク 坂部地区（7/24 開催） 質問事項・説明を希望する市政内容

件 名	②耕作放棄地について
内 容	坂部区内において、農業者の高齢化・後継者がいない等の問題で耕作放棄地が急増し、耕作農地へ向かう農道が樹木で覆われ、通行もままならない状態との連絡も増えています。 今までは、隣接耕作者の方々で対応してくれていましたが、それも難しくなってきたり大きな問題となっております。 非常に対応が難しい案件ですが、市としてのお考えをお聞かせください。 また、市としまして県や国への働き掛けをお願いしたく要望もいたします。
回 答	農地は、個人の財産であることから、土地所有者が管理する義務があり、所有者が草刈り等できない場合には、シルバー人材センターや土木事業者へ直接委託してもらうなど、土地所有者に適切な管理をお願いしております。 また、通行に支障が生じる場合には、道路管理者から所有者に連絡のうえ、その状況に応じて、民法233条に基づき、道路管理者が通行に支障が生じている草木の除草を行っております。 県が管理する国県道で通行に支障が生じている場合には、その都度連絡し、県に対して対応を依頼しているとともに、県との円卓会議等の機会を通じて、通行の支障となる草木の定期的な除去の実施についても要望しております。 【担当課：農林水産課】

令和6年度 市民トーク 坂部地区（7/24 開催） 質問事項・説明を希望する市政内容

件 名	③道の駅「そらっと牧之原」の利活用について
内 容	現在建設中の道の駅「そらっと牧之原」の完成は、区民にとってとても楽しみであり、明るい話題となっています。 地元としましても地域の賑わいの場、まちづくりの中核になる施設として位置付けています。 今後は区民が参画できるいろいろなイベントを区として検討していきますが、市としても市内全域を巻き込んだイベント等を計画していただき、にぎわいの場の創設を坂部区と共に進めていただくよう要望いたします。 しかしながら、市内外から大勢の方たちに来場いただき、施設を有効に活かすためには、長年の懸案事項であります「吉田大東線」の早期開通が不可欠になってきます。 地元と致しましても引き続き要望をしていきますが、市からの働きかけも引き続きよろしくお願いいたします。
回 答	道の駅「そらっと牧之原」につきましては、令和7年3月までに建築工事の完成、その後に敷地内の外構工事を行い、現段階では令和7年7月の開駅を目指しております。 また、指定管理候補者である TTC グループにおいては、開業に向けて出荷者向け説明会の開催など着々と準備を進めております。 市といたしましても、年間を通じてイベントが出来るよう地域振興施設とトイレ棟の間には全天候型スペースを設置し、地元の皆さまをはじめ、多くの方々に積極的にイベントへの参加や出演をしていただきたけるよう、坂部区、指定管理候補者と連携して、賑わいを創出してまいりたいと考えております。 また、ご質問にもありました、「主要地方道吉田大東線（南原工区）」の

	早期開通につきましては、7月18日、島田市長とともに、国土交通省の堂故副大臣と中部地方整備局の望月道路部長へ整備促進のための要望活動を行ってまいりました。 副大臣からは要望の趣向を理解していただき、国としても整備促進に努力するとのお言葉をいただきました。 市としましては、今後も国、県に対し早期完成に向けた要望を行ってまいりますので、引き続き坂部区の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。 【担当課：お茶振興課・建設課】
--	--

「市民トーク（坂部地区）」の当日参加者による質問

※会場での質疑応答になりますので、標記が口語体になる場合があります。

追加質問 1 ②耕作放棄地について

耕作放棄地についてですが、特に傾斜地については耕作放棄地が増えている。

ただ通行に邪魔になる草は、ほとんどの場合が官地に生えていて、個人の私有地から草木がはみ出て道路まで邪魔になるっていうことはまずない。

今まで農業を盛んにやっていた時は、そこも自分の所有地のごとく刈っていて、現在もたくさんの方がやっていますが、耕作放棄地については本当に通行の支障になるくらい増えてきた。

回答に、状況に応じて民法 233 条に基づきということを書いてありますが、それは最終的にその所有者に請求が行くということでしょうか？

【回答者（産業経済部長）】

先ほど説明の中での民法の話を少しさせてもらいましたが、民法が改正されまして、邪魔になっている草木等については、基本的に私有地の所有者の方に切ってくださいと依頼します。その後、ある一定の期間、概ね 1 ヶ月くらいで切っていないとなりましたら、通行に支障が出ますので、その部分については道路の所有者である道路管理者が支障になっている部分を伐採します。

その費用については、所有者に請求するわけではなく、道路管理者の費用で除去をするということになります。

追加質問 2 災害時の農業用水の利用について

能登半島地震で一番問題となったのが、トイレの問題とお聞きして驚いた。

水が出ない、電気が来ないということで、トイレが一番困るということを受けて、坂部地区で考えてみると、水については、もし可能であれば農業用水を転用させてもらい、電気については、発電機を持っている方がたくさんいるので、何とかするのはないかと思いました。ただ、農業用水を簡単に転用できないのではないかと思います。土地改良区と協定ができているのかどうか、ご説明いただきたいと思います。

【回答者（危機管理監）】

今回の能登半島地震におきまして、トイレが非常に困ったということが改めて報じられました。

以前から市では、災害時にトイレが困るから、災害用トイレをしっかり準備してくださいと周知させていただいていました。

畑総の農業水利施設の水の活用につきましては、平成 25 年度末に、災害時における施設使用に関する協定の締結しており、火災そして地震等の災害時に、市から協力要請をした場合は、畑総は協力するという協定を締結しております。

これによりまして、有事の際に、ファームポンド等が健全であれば、利用は可能になるものと考えております。

また協定書も、その当時の理事長だけではなく、各用水組合の組合長との連名で協定書を結んでいます。

畑総の水は、みなさんが組合を設置して、農業用水として使っているものですので、その水を大切にに使わせていただくということが大前提で利用させていただくことになります。また、飲用としてではなくて、生活用水としての利用となりますので、その点をご留意いただきたいと思います。

ただ、農業用水が使えるというのは一つの視点だと思いますが、まずはご家庭で備えていただくということが大切なことだと思います。ペットボトルの飲用水の賞味期限が切れたら、それを生活用水として備えておくということも一つの方法だと思います。

また、災害用トイレの備蓄の促進もお願いしていますが、有事の際に困らないように、地震によって命を守っても、その後の避難生活等で命を落とさないように備えをお願いしたいと思います。

【質問者】

それは当然、農業用水組合の組合員じゃなくても、地域住民のみんなが利用してもよいという事ですか？

【回答者（危機管理監）】

市としてお願いすることになりますので、市民が利用ということであれば可能です。